

議案第40号

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和7年12月5日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

議案第 号

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月 日提出

能代市長 齊藤滋宣

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年能代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

提案理由

教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年能代市条例第35号）

※第1条による改正

現 行	改正後（案）
<p>(給与)</p> <p>第2条～第3条（略）</p> <p>第4条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、給与条例第17条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の100分の120に相当する額」と、<u>「100分の125」</u>とあるのは<u>「100分の165」</u>とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条～第3条（略）</p> <p>第4条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、給与条例第17条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の100分の120に相当する額」と、<u>「100分の127.5」</u>とあるのは<u>「100分の170」</u>とする。</p>

能代市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年能代市条例第35号）

※第2条による改正

改正前	改正後（案）
<p>(給与)</p> <p>第2条～第3条（略）</p> <p>第4条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、給与条例第17条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の100分の120に相当する額」と、<u>「100分の127.5」</u>とあるのは<u>「100分の170」</u>とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条～第3条（略）</p> <p>第4条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、給与条例第17条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の100分の120に相当する額」と、<u>「100分の126.25」</u>とあるのは<u>「100分の167.5」</u>とする。</p>

議案第41号

令和7年度能代市一般会計補正予算案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和7年12月5日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

令和7年度能代市一般会計補正予算（第13号）歳入内訳

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明
21款 市債				
1項 市債				
9目 災害復旧債	3,900	8,500	12,400	○社会教育施設災害復旧債 社会教育施設災害復旧債 8,500

令和7年度能代市一般会計補正予算（第13号）歳出内訳

10款 教育費

1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
2 事務局費	314,281	△3,957	310,324	教育長人件費 職員人件費 39 △ 3,996
4 教育研究所費	298,947	11,554	310,501	職員人件費 11,554

10款 教育費

2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 学校管理費	188,139	276	188,415	職員人件費 276

10款 教育費

3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 学校管理費	549,270	172	549,442	職員人件費 172

10款 教育費

4項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 社会教育総務費	312,542	2,867	315,409	職員人件費 檜山安東氏城館跡保存管理事業費 2,703 164
4 図書館費	106,615	1,249	107,864	職員人件費 1,249
5 子ども館費	28,108	159	28,267	職員人件費 159

10款 教育費

5項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 保健体育総務費	67,519	1,181	68,700	職員人件費 地域スポーツクラブ活動体制整備事業費 931 250
3 学校給食費	505,710	△3,754	501,956	職員人件費 △3,754

11款 災害復旧費 3項 文教施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 社会教育施設 災害復旧費	3,997	8,437	12,434	檜山安東氏城館跡災害復旧事業費 8,437

【繰越明許費補正】

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
11 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	檜山安東氏城館跡災害復旧事業費	8,437